

資料2-35 粉じんに係る指定施設の種別内訳(平成19年3月31日現在)

規則別表番号	施設種類	施設数	割合 (%)
2	ベルトコンベア・バケットコンベア	1,754	41.0
15	サンドブラスト等	915	21.4
14	バッチャープラント等	500	11.7
1	堆積場	188	4.4
17	吹付け塗装機	184	4.3
3	鉱物破砕機等	153	3.6
16	チッパー等	144	3.4
7	原料精選施設等	120	2.8
—	その他	319	7.5
合計		4,277	100.0

規則別表とは、三重県生活環境の保全に関する条例施行規則別表第3の事です。
(四日市市管轄分を除く)